関税法第九条の六第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件

令和四年一月四日財務省告示第一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の六第一項の規定に基づき、同法第九条の五第一項に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同法第九条の六第二項の規定に基づき、次のように告示し、令和四年一月四日から適用する。

なお、関税法第九条の六の規定に基づく納付受託者の指定の件（令和三年財務省告示第百九十五号）は、令和四年一月四日をもって廃止する。

関税法第九条の五第一項に規定する納付受託者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の八第一項第一号に規定するクレジットカードを使用する方法により関税を納付する場合　次の表に掲げる者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 所在地 | 指定をした日 |
| 株式会社エフレジ | 大阪府大阪市北区大深町四番二十号グランフロント大阪タワーＡ | 令和四年一月四日 |

二　関税法施行規則第一条の八第一項第二号に規定する第三者型前払式支払手段による取引等により関税を納付する場合　次の表に掲げる者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 所在地 | 指定をした日 |
| 株式会社ＤＧフィナンシャルテクノロジー | 東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号 | 令和四年一月四日 |

○経済産業省告示第八十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日 経済産業大臣　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 附　則  この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、令和五年四月十三日限り、その効力を失う。 | 附　則  この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成三十三年四月十三日限り、その効力を失う。 |

○経済産業省告示第八十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日 経済産業大臣　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 改正案 | | | 現行 | | |
| 附　則  この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入 | | | 附　則  この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入 | | |
| について必要な事項の公表二の表の | 第１の北朝鮮 | の項の規定は、令 | について必要な事項の公表二の表の | 第１の北朝鮮 | の項の規定は、平 |
| 和五年四月十三日限り、その効力を失う。 | | | 成三十三年四月十三日限り、その効力を失う。 | | |

○経済産業省告示第八十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日 経済産業大臣　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるああ。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 附　則  この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、令和五年四月十三日限り、その効力を失う。 | 附　則  この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成三十三年四月十三日限り、その効力を失う。 |